

少量危険物種類、数量変更届出書

1 内 容

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合で、その位置、構造若しくは設備を変更しないで、危険物の種類や数量を変更しようとするときに使用します。

【根拠条文 条例第46条第2項】

2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階）にあらかじめ提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。

3 添付資料等

危険物データベース（危険物確認試験結果報告書）※必要な場合に限って添付するものです。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）